

第25回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第25回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成24年11月17日(土) 9:00~11:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 田嶋契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成24年度上半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成24年度上半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成24年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ④ その他
 - ・ 最低制限価格の計算式の変更について
 - ・ 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書の実施状況報告について

2 提出資料

- 資料(1) ア入札状況及び随意契約内容一覧表 平成24年度上半期
(平成24年4月1日~平成24年9月30日)
イ契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
ウ契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
1~4抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表
(平成24年度上半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第1・2四半期】
- 資料(4) 1 兵庫県及び阪神7市の最低制限価格の計算率状況一覧
2 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書における改善策進行状況一覧表

(1) ア入札状況及び随意契約内容一覧表 平成24年度上半期

(事務局)

平成24年度上半期は、公募型指名競争入札3件のうち1件が入札中止。入札中止の案件は、環境処理センターのクレーン改修工事でしたが、応募者なしでした。

初めて業務委託の公募型指名競争入札を実施

指名競争入札54件、設計等業務委託7件、その他業務委託52件入札を実施

随意契約の内訳として工事5件、設計等業務委託4件、その他業務委託27件

指名競争入札の54件は全て電子入札で執行。入札中止の内訳として工事6件、設計等業務委託1件、その他業務委託2件、入札不調の内訳として設計等業務委託1件、その他業務委託1件。

(委員による質疑・意見)

入札中止の経緯と主な理由は？

(事務局)

工事の場合は予定価格の事前公表の為に、入札前に辞退が発生し入札できない状態です。辞退理由は自己都合という理由が大半です。個別理由には技術者の配置ができない、事前公表価格が実行予算と合わない、工期が合わないなど。

(委員による質疑・意見)

「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設輸送管穴あき補修工事」は12者全者が辞退したのですか？

(事務局)

1者を除いて11者が辞退しました。

(委員による質疑・意見)

「芦屋市環境処理センター 車両管制装置改修工事」の入札中止は？

(事務局)

この案件は以前に指名競争入札を実施しましたが、入札が成立せず、再度の指名競争入札も成立しなかったので辞退のなかった1者と随意契約しました。

本工事のようにプラント設備においては、施工・設置業者が改修・補修を請負い、一般的に他業者の参入は難しいようです。

担当課ではできる限り指名競争入札や公募型での契約依頼を試みていただいています。一部の案件では指名競争入札で契約締結もできています。

(委員による質疑・意見)

随意契約ばかりしていると癒着していると思われれます。一度、指名競争入札や公募型をしていくと透明性が出てきます。

確かにプラント設備の他業者による改修は難しいです。随意契約になってしまいます。

「奥池町1街区先污水管更生工事」はどのような状態でしたか？

(事務局)

この案件は施工しにくい場所、金額も少額でした。辞退理由は、積算が合わない、技術者が配置できないなどでした。

(委員による質疑・意見)

「市内一円舗装補修工事(その2)」は契約金額が小額ですが。

(事務局)

この案件は単価契約です。

イ・ウ契約検査課所管公共工事入札状況

(事務局)

平成24年度上半期で51件入札した中で落札率は3.75%下がっています。市内優遇措置が3,000万円までかかっていますので、3,000万円未満はほぼ市内業者が落札したものと考えられます。

(委員による質疑・意見)

全体的に前年度より落札率が下がっている理由はどういったことがありますか？

(事務局)

市内業者間でも競争性が働いていると思います。

(委員による質疑・意見)

市内業者のみで落札率74%というのは、非常に厳しい競争です。

質の問題は出ていませんか？質の問題がクリアできるのであれば、安いのは問題ないと思います。

(事務局)

現在は問題ありません。

(委員による質疑・意見)

平成18年12月の談合決別宣言以降、大手だけではなく地方まで決別が広がっており、競争性の面では健全な傾向で、市としては喜ばしい現象です。

(1) 1 芦屋下水処理場 4 池水処理設備工事

(事務局)

年次計画で改修しており入札しています。工事概要は、ゲートの取替え、脱臭範囲の拡張、覆蓋製作、配管取替え、防食等です。入札参加資格は、機械器具設置工事の特定建設業の許可を有することです。点数は1,015点以上(Aランク)です。実績は国・地方公共団体に芦屋下水処理場と同じ規模の下水工事(チェーンフライト式汚泥掻寄機及びスカムスキマー設置工事)実績があるもの。請負金額は1億円以上の工事。2者応募があり、入札を行いました。2者とも最低制限価格での入札で、くじ引きの結果、水ing(株)と契約を締結しました。

(委員による質疑・意見)

予定価格等は事前公表していますか？

(事務局)

はい。

(委員による質疑・意見)

昨年と比べてどうですか？

(事務局)

落札率は変わりありません。昨年は5者応募がありました。

(委員による質疑・意見)

入札参加資格のランクは高くないですか？

(事務局)

選定基準に従って決定しています。8,000万円以上ですのでAランク以上の条件がありません。

(委員による質疑・意見)

Aランクの業者は何者程ですか？

(事務局)

1億円以上の実績があり、機械器具設置工事業の許可を有する業者数は30者程度です。

(委員による質疑・意見)

それにも関わらず2者しか応募がないのはどうしてでしょう。

(事務局)

東日本大震災の影響が出たのかもしれませんが、先ほど委員からのご指摘のとおり過去4年程より入札参加業者数が2～3者、昨年のみ5者でした。

(委員による質疑・意見)

1億円以上の実績を有することという条件がありますが、何故1億円でなければいけないのですか？

(事務局)

今回の予定価格が1億円程度ですので、予定価格と同規模の工事实績ということです。

公募型指名競争入札を平成14年度に導入した際から、予定価格以上の実績があれば、今回発注する工事ができるのではないかという発想です。

(委員による質疑・意見)

最低制限価格以上の実績としても構わないでしょう。

(1) 2 東芦屋町6街区先污水管布設替工事

(事務局)

路線バスが通る県道と交差する阪急電鉄の高架下に污水管を布設替するという案件です。予定価格は280万円程度の工事で、Eランクの業者を指名しています。業者数は5者以上で、市内業者の土木業者で5者選定しています。5者中1者が辞退、3者が予定価格での応札、1者が金額を少し下げて、落札率96.5%で落札しました。

今回の54件の案件の中で一番落札率が高い案件です。決算委員会で議会より「談合が行われているのでは、競争性が働いていない」と指摘がある落札率が95%を超える案件については、落札後請負業者から詳細の内訳書を所管課に提出させています。所管課の積算と突合せ、詳細に積算されているかどうかを所管課が確認した後、所管課と契約検査課で打ち合わせを行います。こちらの案件も打ち合わせ済みの案件です。積算は正当にできていました。阪急の高架下で道が狭い中、路線バスの往来があるため片側通行による規制が必要であり、他企業との工程調整も必要なことなどと推測されました。

(1) 3 市内一円取付管工事 (その2)

(事務局)

これまで入札にて一年間の総価契約による発注を行っていましたが、本年度から単価契約としました。発注予定金額を提示のうえ基本工種について入札を行い、その他工種(300程度)は

事前提示した掛け率から単価決定を行い工事完成後その都度支払うものです。この工事を発注するに当たって、1,000万円程度の発注予定金額で、Dランクと位置づけました。市内・土木業者で7者指名しました。予定価格が25,258円、最低制限価格の設定はありません。

(1) 4 芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設定期補修工事

(事務局)

工事概要は、パイプライン施設投入口の扉交換20箇所、冷却水ポンプ取替え3台、空気圧縮機取替え2台、センター輸送管補修2箇所、投入口機器補修3箇所、投入口下部補修1箇所、センター内の補修。センターの維持管理については日本フローダ(株)がしており、センター内作業が必要であることから地方自治法施行令第167条の第1項第2号による随意契約で発注しました。

(委員による質疑・意見)

予定価格はどのように積算しましたか？

(事務局)

予定価格は所管課が積算しています。参考見積を取り、それを元に積算していると考えられます。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告

(事務局)

7者指名停止を行いました。(株)柳土木は桁誤りにより契約辞退した分です。不注意による契約辞退は通常6ヶ月の指名停止ですが、市内業者でこれまでの芦屋市への貢献度を配慮し、3ヶ月の指名停止としました。

(委員による質疑・意見)

(株)永商興産はどの入札ですか？

(事務局)

公募型指名競争入札の案件です。最低制限価格で落札決定したにも関わらず、技術者が配置できないということで契約しませんでした。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告書（平成24年度第1四半期・第2四半期調査分）

(事務局)

調査対象835件のうち15件を調査しました。結果は①実施決裁によらず支出負担行為決裁処理としている。②工事契約にかかる内容を網羅せず業者に見積提出を求めている。③施工場所ごとに契約を締結している。次回調査は平成25年1月の予定です。

(委員による質疑・意見)

①は契約書がないということですか？

(事務局)

契約書はあります。選定理由は指定様式にて処理する様に指導していますが、決裁に記載されている物件があります。

(委員による質疑・意見)

②は発注用の指示書はありますか？

(事務局)

簡単な図面に施行内容が記載されています。契約条件の記載がないものは、その点を充実するように指示しています。

(4) その他

最低制限価格の計算式の変更について

(事務局)

最低制限価格は市独自のものですので、計算式・設定率は公表せず、最低制限価格を設定したもののについては金額を公表しています。労働者の雇用の関係もあり国・県の計算式に合わすべく、11月より兵庫県のモデルに改正しました。本市は予定価格・最低制限価格共に事前公表しています。入札監視委員会でも事前公表は継続したまま、審議としては続けていくというご意見をいただいていた。最低制限価格を非公表にすることによって、職員に対する働きかけを考慮し、当分の間公表を続けております。事前公表しているのは本市と宝塚市です。宝塚市も以前に事件があり、予定価格・最低制限価格の事前公表を継続しています。

平成23年度分を95%の設定率に置き換えると、平均落札率は5.72%・請負金額は6,100万円程度上昇します。

なお、計算式は公表します。

(委員による質疑・意見)

兵庫県と同じになりますか？

(事務局)

兵庫県と西宮市と同じです。

(委員による質疑・意見)

宝塚市も市長が逮捕されましたし、どうしようもないでしょう。

計算式を公表すると、最低制限価格は推測できるのでしょうか？

(事務局)

予定価格を公表すると、計算式を公表してもしなくてもおそらく推測できるのではないのでしょうか。通常の土木であれば兵庫県の歩掛が出ていますので、すぐに算定されます。

(委員による質疑・意見)

計算式に数量を入力するだけになるでしょう。

事前公表にすることにより、最低制限価格でくじ引きになるという弊害があるわけですね。

(事務局)

最低制限価格の問題ですが、公表するかしないかということは市の方針で決定できます。

(4) その他

芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書の実施状況報告について

(事務局)

ほとんどが進行中・実施済みです。Ⅰ公務員倫理 コンプライアンスマニュアルについては、基本指針(案)を作成済みです。職員倫理に関する条例制定については、条例案及び規則案を作成済みです。Ⅱ組織・人事 内部統制の整備との関係については検討中、進行がなかなか難しい件です。Ⅲ随意契約 随意契約における単価契約制度の導入については、市内街路樹剪定

等業務委託で実施しました。工事履行確認や業者との接触基準については契約事務説明会や法務研修を行い、職員への周知を図っています。決裁処理の適正な運用については、庁内ライブラリに決裁伺い文の雛形を掲載し、雛形に沿って起案等すればもれがないかと思えます。IV危機管理体制 リスク可視化については、内部統制のリスク洗い出しの研修を実施済みです。地方自治法の改正予定は未定です。

(4) その他

その他

(事務局)

平成24年度上半期の入札中止・不調件数が既に平成23年度分を上回っています。10月以降に契約辞退がありました。これまで契約辞退というのは桁間違いとうの容易なミスで、通常起こりえないことですが、この2ヶ月で2件起こっています。技術者が配置できないということです。退職であれば技術者変更可としていますが、契約辞退し、指名停止となりました。マスコミへの記者発表・窓口での閲覧はしていましたが、平成24年11月以降ホームページで掲載するようにしました。また、11月に大型工事を落札率72%で約5,000万円級の工事を3,950万円で落札しました。落札後に積算ミスのため契約辞退と連絡がありました。積算内訳書に不備がないため理由を聞くと、このままではできないとのことで契約辞退です。2・3番目の業者は3,980万円と同額でしたので、飛びぬけて安いということではありません。契約辞退がこの2ヶ月で2件発生しているので、事務局としては苦慮しています。12ヶ月指名停止を行い、ホームページで公表しています。工事が遅れてしまうので、困っています。

(委員による質疑・意見)

相次いで2件あったのは？

(事務局)

偶然です。

閉会